

(令和7年10月31日作成)

(令和●年●月●日更新)

表題	【パソコン】作成コーナーで確定申告書を作成したい(トップから申告準備までの流れ)
ファイル名	6 書面で提出

目次

1	作成開始 (作成コーナートップ CC-AX-010)	1
2	提出方法の選択 (税務署への提出方法の選択 CC-AA-010)	1
3	確認・アンケート	2
4	利用のための事前確認 (申告書等印刷を行う前の確認 CC-AA-030)	3
5	申告書等の選択 (作成する申告書等の選択 CC-AE-090)	3
6	XML データ読込 (xml データの読込 CC-AA-450)	3
7	申告準備 (申告する所得の選択等 SS-AA-010a)	4

※ 目次右側の括弧書きは、画面名称と画面番号を示しています。

1 作成開始 (作成コーナートップ CC-AX-010)	
	『作成開始』を押します。
2 提出方法の選択 (税務署への提出方法の選択 CC-AA-010)	
	「税務署への提出方法の選択」画面の「提出方法に関する質問」(マイナンバーカードをお持ちですか)で『いいえ』を押します。 「提出方法の選択」が下に表示されますので『e-Tax(ID・パスワード方式)』を押します。 ※実際にマイナンバーカードを持っていても、ID・パスワード方式を利用する場合は、『いいえ』を選択します。

3 確認・アンケート

確認

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、郵送や窓口等で申告書等の提出の際、控えへの取受日付印の押なつを行っておりません。

なお、e-Taxにより申告書等を提出する場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができるほか、様々なメリットがあります。

以下のリンクからe-Taxのメリットをご確認いただき、今後はe-Taxの利用をご検討ください。

☐ e-Taxのメリット等はこちらをご確認ください。

戻る

このまま次へ進む

～書面申告を選択された方へ～

国税庁では、マイナンバーカードを利用したe-Taxの普及・促進に取り組んでいます。
つきましては、当コーナーの利便性向上等の参考とするため、確定申告書作成コーナーのご利用に当たり書面提出を選択した理由に関するアンケートにご協力をお願いいたします。

① 年齢

選択してください

② 職業

選択してください

③ 確定申告は初めてですか？ ☐ はい ☐ いいえ

④ 書面提出を選択した理由を次の中からお選びください

☐ マイナンバーカードを取得していない又はマイナンバーカード読取対応のスマートフォンを持っていないから

☐ 毎年、書面で提出して慣れているから

☐ ICカードリーダーライタの取得に費用や手間がかかるから

☐ e-Taxのセキュリティに不安があり、インターネットを利用した申告に抵抗があるから

☐ 添付書類を書面で提出する必要があるから

☐ e-Taxの操作や入力から分からないから

☐ 利用者識別番号やパスワードを忘れてしまったから

☐ その他

戻る

このまま次へ進む

確認

e-Taxは約7割の方が利用している申告方法で、次のメリットがあります。

・控除証明書等の添付書類の提出を省略でき、郵送や窓口へ持参する手間や費用が不要です

・還付申告については、書面提出よりも還付金を早く受け取ることができます

※e-Tax：3週間程度 書面申告：1か月～1か月半程度

・マイナンバーカード連携をご利用いただくことで、給与所得の源泉徴収票の情報や医療費控除、ふるさと納税に係る寄附金控除などの項目を自動入力することができ、申告書作成の手間も削減できます

是非、マイナンバーカードを利用したe-Taxによる申告をご検討ください。

☐ 動画でみる確定申告（e-Taxによる申告方法やマイナンバーカード連携の方法等についてご確認ください）

☐ 【確定申告書等作成コーナー】-ご利用ガイド-ご利用方法

☐ 【確定申告書等作成コーナー】-マイナンバーカード連携の概要・事前準備について

提出方法を変更する

このまま次へ進む

「確認」画面が表示されますので『このまま次へ進む』を押します。

「書面申告を選択された方へ」画面が表示されますので、①～④の項目について回答し、『このまま次へ進む』を押します。

「確認」画面が表示されますので、『このまま次へ進む』を押します。

※「書面申告を選択された方へ」画面で①～④すべての項目が回答されていないと『このまま次へ進む』が押せません。

2 / 4 [（目次へ）](#)

4 利用のための事前確認 （申告書等印刷を行う前の確認 CC-AA-030）

国税庁 確定申告書等作成コーナー

よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

令和 年分

① トップ画面 → ② 事前確認 → ③ 申告書等の作成 → ④ 申告書等の送信・印刷 → ⑤ 終了

申告書等印刷を行う前の確認

ご利用のための事前確認を行います

推奨環境をご確認ください

国税庁において動作を確認した環境です。

OS	Windows 10 Windows 11
ブラウザ	Microsoft Edge Google Chrome Firefox
PDF閲覧ソフト	Adobe Acrobat Reader DC

☐ WindowsとMacintoshの両方の推奨環境を確保する場合はこちら

プリントサービスのご案内

ご自宅で申告書等を印刷できない方は、コンビニエンスストア等でプリントサービスをご利用いただけます。

☐ プリントサービスのご案内はこちら

利用規約をご確認ください

確定申告書等作成コーナーのご利用の際は、利用規約への同意が必要です。
利用規約をご確認いただき、同意された場合は「利用規約に同意して次へ」ボタンをクリックしてください。

☐ 確定申告書等作成コーナーの利用規約はこちら

戻る 利用規約に同意して次へ

画面番号：CC-AA-030

お問い合せ 個人情報保護方針 利用規約 Copyright (c) 2025 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

「申告書等印刷を行う前の確認」画面で、表示されている推奨環境等を確認し、利用規約を確認の上、『利用規約に同意して次へ』を押します。

5 申告書等の選択 （作成する申告書等の選択 CC-AE-090）

国税庁 確定申告書等作成コーナー

よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

令和 年分

① トップ画面 → ② 事前確認 → ③ 申告書等の作成 → ④ 申告書等の送信・印刷 → ⑤ 終了

作成する申告書等の選択

作成する申告書等の種類を選択してください。

今回、年分の申告書等の作成

所得	所得	所得	所得
所得	所得	所得	所得

過去の年分の申告書等の作成

戻る

画面番号：CC-AA-090

お問い合せ 個人情報保護方針 利用規約 Copyright (c) 2025 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

「作成する申告書等の選択」画面で作成する年分を選択後、作成する申告書の種類を選択します。

※過去年分の申告書を作成する場合は、『過去の年分の申告書等の作成』を押して、年分と税目を選択します。

6 XML データ読込 （xml データの読込 CC-AA-450）

国税庁 確定申告書等作成コーナー

よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

令和 年分

① トップ画面 → ② 事前確認 → ③ 申告書等の作成 → ④ 申告書等の送信・印刷 → ⑤ 終了

xmlデータの読込

xmlデータの読込

医療費通知や寄附金控除など申告に関する電子データ（xml形式）をお持ちの方は、この画面で読み込むことができます。
ご利用の方は、ファイルを選択してデータを読み込んでください。

電子データ（xml形式）をお持ちでない方は、そのまま「次へ」ボタンをクリックしてください。

※ 電子データ（xml形式）は、この後の画面では読み込むことはできません。
※ 同一の情報が含まれているxmlデータは、重複して読み込まないようにご注意ください。
※ 医療費集計フォーム及び配当集計フォームは、この後の収入や控除の入力を行う際に使用しますので、この画面では読み込めません。

☐ この画面で読み込み可能なデータはこちら

ファイルを選択

戻る 次へ

画面番号：CC-AA-450

お問い合せ 個人情報保護方針 利用規約 Copyright (c) 2025 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

「作成する申告書の選択」画面で、「所得税」または「決算書・収支内訳書(+所得税)」を選択した場合、「XML データの読込」画面が表示されますので、医療費通知や寄付金控除等のXMLデータをお持ちの場合は『ファイルを選択』を押し、XMLデータを選択の上、『次へ』を押します。お持ちでない場合は、そのまま『次へ』を押します。

【追記】

お持ちのXMLデータが対象のものか不明な場合は『対象のXMLデータはこちら』を押して確認してください。

※電子データ（xml形式）は、この後の画面では読み込むことはできません。

※同一の情報が含まれているxmlデータは、重複

※医療費集計フォーム及び配当集計フォームは、この後の収入や控除の入力を行う際に使用しますので、この画面では読み込みません。

7 申告準備 (申告する所得の選択等 SS-AA-010a)

所得税を選択

国が確定申告書作成コーナー
印刷 | 再入力 | 戻る

よくある質問 | お問い合わせ | 登録の履歴

① 申請準備 → ② 収入等入力 → ③ 送附金入力 → ④ その他入力 → ⑤ 印刷 → ⑥ データ保存等

申告する所得の選択等

本人情報の確認

平倉君さんの生年月日 04月 ▼年▼月▼日▼

申告する所得の選択

申告する所得を全て選択してください。
▶ 表示する所得と注
▶ 表示する所得以外の所得に該当するかどうかを確認
① 給与収入がある方、年金収入がある方、退職金を受け取った方
☐ 給与
注：労働者から受ける給与は、労務課長等の方法で所得税と住民税が徴収されます。
☒ 公的年金、企業年金など ☒
注：会社関係者の個人年金を受取る方は、「雑（遺贈・その他）」を選択する必要があります。
☐ 退職金
注：労働者から受ける退職金は、一括引当制により申告する必要があります。
▶ 「退職給付の受取品目表」をダウンロードし、2枚以上の印字をお願いします。

② 個人事業の収入がある方、不動産賃貸料の収入がある方
☐ 事業（営業等） ☒
☐ 事業（農業） ☒
☐ 不動産 ☒

③ 株式等を売った方、配当等を受け取った方
☐ 株式等の譲渡（売却）、配当、利子 ☒
注：株主総会等で決議した金額を除く剰余金の分配金は含まれます。

④ 土地や建物、金地金やブルジョア会員様などの資産を売った方
☐ 土地や建物等の譲渡（売却） ☒
☐ 譲渡譲渡（金地金の売却など） ☒

⑤ その他の収入がある方
☐ 先物取引
注：将来期間固定金利型（FPL）、変動返済額型（VFL）、変動・ペイオフ型貸付による所得が該当します。
注：株主総会で決議した金額を除く剰余金の分配金は含まれません。
☐ 一時 ☒
☐ 雑（遺贈・その他）
注：報酬、謝金、出演料、講演料、人件費やランニングコスト、エンタメなどで得た収入とは異なり、芸術家や芸能人の場合、当該作品の収益の一部として支払われる「著作権料」も対象となります。

戻る

次へ

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | サイトマップ

Copyright © 2023 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

以降は表示された画面の案内に沿って、
入力を進めてください。

※「作成する申告書等の選択」画面及び「申告する所得の選択等」画面の選択によって表示される画面は異なります。

決算書・収支内訳書を選択

税関
令和 年分

決算書・収支内訳書作成コーナー

☰ [ご利用ガイド](#)

🔍 [よくある質問](#)

よくある疑問を検索

決算書・収支内訳書の作成

1 申告準備 >
 2 決算書等の作成 >
 3 住所等入力 >
 4 印刷 >
 5 データ保存等

次の画面から、作成する決算書・収支内訳書の種類を選択し、収入金額や必要経費などに関する入力を行います。「次へ進む」ボタンをクリックしてください。

次へ進む

➤

申告書等の選択へ戻る

[お問い合せ](#)

[個人情報保護方針](#)

[利用規約](#)

[連絡先](#)

Copyright (c) 2025 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved